

練馬区公告第 1 1 7 号

都市計画法第62条第 2 項および都市計画法施行規則第49条に基づく公告について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第 1 項の規定により、国土交通省関東地方整備局長から認可図書の送付を受けたので、同条第 2 項および都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第49条の規定に基づき、つぎのとおり公告し、公衆の縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 1 0 日

練馬区長 吉田 健一

- 1 施行者の名称  
東京都
- 2 都市計画事業の種類および名称  
東京都市計画道路事業幹線街路外郭環状線の 2
- 3 事業地
  - (1) 収用の部分  
東京都練馬区石神井台一丁目、石神井台二丁目、石神井台三丁目および上石神井三丁目各地内
  - (2) 使用の部分  
東京都練馬区石神井台二丁目および上石神井三丁目各地内
- 4 事業施行期間  
令和 8 年 9 月 2 日から令和18年 3 月31日まで
- 5 縦覧場所  
練馬区豊玉北六丁目12番 1 号  
練馬区役所本庁舎13階  
土木部計画課
- 6 縦覧期間  
公告の日から事業完了まで